

# オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する

## JST の基本方針

平成 29 年 4 月 1 日 施行

令和 4 年 4 月 1 日 改定

令和 7 年 4 月 1 日 改定

国立研究開発法人科学技術振興機構

近年、情報通信技術（ICT）の急速な発展によって、研究成果（論文、生成された研究データ等）の共有や相互利用が容易になったことで、新たな研究の進め方や手法であるオープンサイエンスの概念が世界的に急速な広がりを見せている。我が国においても世界の潮流を踏まえてオープンサイエンスが推進され、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画<sup>1</sup>では、社会全体のデジタル化や世界的なオープンサイエンスの潮流を捉えた研究そのものの DX を通じて、より付加価値の高い研究成果を創出して我が国が存在感を発揮することを目指し、同時に、グローバルな視点からも、オープンサイエンスの発展に貢献するとしている。その取り組みとして、公的資金による研究データの管理・利活用の推進が挙げられており、内閣府により「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」<sup>2</sup>が示された。また、令和 5 年 5 月の G7 広島サミット及び G7 仙台科学技術大臣会合を踏まえ、「統合イノベーション戦略 2023」<sup>3</sup>において「学術論文等の即時オープンアクセス<sup>4</sup>の実現に向けた国の方針を策定する」こととしている。これを受け、内閣府は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」<sup>5</sup>を取りまとめた。

JST では平成 25 年に「オープンアクセスに関する JST の方針」、平成 29 年に「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」（以下、「基本方針」と呼ぶ。）を策定し、JST が研究資金を配分し実施する研究プロジェクト等（以下、「研究プロジェクト」と呼ぶ。）において得られた研究成果について、オープンサイエンス促進に向けた環境の整備を図ってきた。令和 7 年においては、国内外の状況を反映すると共にオープンサイエンスのさらなる推進のため、基本方針を改定する。

JST は、本方針を推進するにあたり、研究資金の配分を受ける機関や関係者と連携を図っていくと共に、オープンサイエンス促進に必要となる科学技術情報の流通促進のための基盤整備や、研究者や市民のコミュニケーションの場作りにも取り組んでいく。

---

<sup>1</sup> 令和 3 年 3 月 26 日閣議決定

<sup>2</sup> 内閣府 統合イノベーション戦略推進会議（令和 3 年 4 月 27 日）

<sup>3</sup> 令和 5 年 6 月 9 日閣議決定

<sup>4</sup> 「オープンアクセス」とは、論文等の学術情報をインターネットから無料で入手でき、誰でも制約なくアクセスできるようにすること。

<sup>5</sup> 内閣府 統合イノベーション戦略推進会議（令和 6 年 2 月 16 日）

以下に、研究成果の取扱いについて具体的な方針を述べる。

## I. 研究成果論文のオープンアクセス化について

研究プロジェクトの成果に基づく研究成果論文（以下、「研究成果論文」と呼ぶ。）はオープンアクセス化することを原則とする。全ての研究成果論文を対象とするが、特に、査読済みの論文（レビュー論文、会議論文（プロシーディングに採録された論文）を含む）については、原則として出版後12ヶ月以内にオープンアクセス化する。さらに、国の方針で指定された研究プロジェクト<sup>6</sup>については、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））を学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載<sup>7</sup>を義務づける。

オープンアクセス化にあたっては、著者最終稿等を国の施策として進められている機関リポジトリ等を活用し公開することを推奨する。同時に、研究プロジェクトに参画する研究者等（以下、「研究者等」と呼ぶ。）がオープンアクセスを前提とした学術誌（全記事または一部記事）等に研究成果を発表することによるオープンアクセスへの対応も可能とする。ただし、研究成果論文の投稿先の選択は研究者自身の判断によるものであり、オープンアクセスを前提とした学術誌等への投稿を推奨するものではない。

また、オープンアクセス化に際して、研究成果論文の著作権や利用ルールについて、発表した学術誌等の方針及び研究者等の意向等を踏まえた上で、再利用等が可能な場合はその旨を明示することが望ましい。

なお、研究成果論文のオープンアクセス化に係る詳細については、別途規定する。

## II. 研究データの取扱いについて

（データマネジメントプラン<sup>8</sup>の作成）

研究プロジェクトの研究活動計画に責任を負う研究者（以下、「研究代表者等」と呼ぶ。）は、研究プロジェクトによって生産された研究データ（以下、「研究データ」と呼ぶ。）の取扱いを定めたデータマネジメントプランを作成し、JSTの求めに応じて提出するものとする。

---

<sup>6</sup> 令和7年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業（先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）を除く）、創発的研究支援事業の研究プロジェクト。

<sup>7</sup> 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載は、学術論文及びエビデンスとなるデータの識別子も可とする。

<sup>8</sup> 研究プロジェクトにおける研究データの取扱いを定めるものであり、具体的には、研究成果として生じた研究データの保存・管理、公開・非公開、公開範囲等に関する方針や計画について記載したものを指す。

#### (研究データの保存・管理と公開)

研究代表者等は、データマネジメントプランに基づき研究データを適切に保存・管理するものとする。

研究データのうち、研究成果論文のエビデンスとなるデータ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）は原則として公開とする。さらに、国の方針で指定された研究プロジェクト<sup>6</sup>については、研究成果論文のエビデンスとなるデータを学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載<sup>7</sup>を義務づける。同時に、それ以外の研究データについても公開することを期待する。公開にあたっては、研究者等が不利益を被ることがないように、個別の事情に応じ公開までの猶予期間を設けるなど配慮が必要となる場合がある。また、研究データの利活用を円滑化するため、二次利用のルールを明示することが望ましい。

ただし、機密保持・企業秘密・国益及び国家安全保障に関わるデータ、研究成果の商用化・産業化を目的として収集されたデータ、民間企業が保有するデータ、共同研究契約等で研究成果の公開に制限があるデータ、個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ、財産的価値の観点から保護が必要なデータ等、特別な配慮が必要なデータは公開の対象外とする。

#### (研究データへのメタデータの付与)

研究代表者等は、データマネジメントプラン等において管理対象とした研究データについて、JSTが定めたメタデータを付与するものとする。

なお、対象となる研究プロジェクト、データマネジメントプラン、研究データの取扱い、研究データへのメタデータの付与に係る詳細については別途規定する。

以上